

質疑回答書

令和8年7月21日

業務名:多度津町防災行政無線更新業務委託

質疑No.	該当箇所	質疑事項	回答
1	実施要領 様式第2号	【添付資料】の欄に電波法に関する記述がありますが、電波法の点検事業者の一覧で確認できればよろしいでしょうか。登録証については令和7年10月1日より改正電波法が施行され、登録検査等事業者の登録証は廃止になっており、点検事業者の登録を証明する書類はないため、点検事業者の一覧提出をさせていただいてよろしいでしょうか。	「電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項による点検事業者(基地局及び固定局を含む登録検査等事業者の資格を有するもの)の登録を証明する書類の写し」として本町が想定しているものは、以下の2点です。 ・登録通知書または登録更新通知書(登録・更新の年月日から5年を経過していないもの) ・総務省「電波利用ホームページ」の「登録検査等事業者等の一覧」
2	要求水準仕様書 第8条 システムの要求水準	第8条 システムの要求水準 5. 連携連動システム (3)多メディア配信機能 (ウ)想定している配信先 「想定している配信先は次のとおり。町のホームページ・登録制メール・LINE・X・Facebook」との記載がありますが、接続先の業者様で連携にあたり改修費用が発生する場合は、本整備事業外であり費用に含まれないということよろしいでしょうか。	多メディア配信システムについては、配信先システムに改修が発生しない方式での接続を原則とします。 ただし、やむを得ず改修を必要とする場合については、配信先システムの改修費用は本整備事業費には含みません。
3	要求水準仕様書 第5条4項 第6条4項	第5条4項には携帯無線10台と記載があります。一方、第6条4項には12台と記載があります。これは移動局無線機12台のうち10台が携帯機となる認識でよろしいでしょうか？また、残り2台は車載型、半固定型など何を想定されてますでしょうか？	要求水準仕様書第5条は「既設防災行政無線の概要」であり、4項は現行の既設防災行政無線では10台の携帯無線を運用していることを表します。一方、同第6条は「本事業による整備計画の概要」であり、4項は本事業により移動局設備を12台整備することを表します。また、この12台はいずれも持ち運びの容易な携帯型の無線機(トランシーバー型のイメージ)を想定しています。
4	要求水準仕様書 第8条 1 (4)	「又、タッチパネルが故障した場合や簡易な操作方法として、予めハードキーに登録された緊急一括、一括の呼出をボタン操作で放送が行えること」とありますが、こちらはクラウド型システムにおいても、町役場等に物理的な機器を設置しなければならないとの認識でよろしいでしょうか？	要求水準仕様書第8条1(4)の意図するところは、「主たる操作装置は感覚的な操作を容易にするタッチパネル方式とし、また主たる操作装置が使用できなくなるケースを想定した予備装置として、物理的な操作装置を備えること」です。クラウド型システムの場合は主たる操作装置がタブレット型もしくはPC端末等になるものと想定しますが、これらの装置が使用不可となる状況下でも操作できる予備装置として、物理的な操作装置を希望しています。

質疑回答書

令和8年7月21日

業務名:多度津町防災行政無線更新業務委託

質疑No.	該当箇所	質疑事項	回答
5	要求水準仕様書 第8条 1 (4)	「タッチパネル方式を採用し、画面上に緊急一括、放送、設定、履歴、監視ボタンを用意し、各種放送選択が容易にできること。」とありますが、こちらはクラウド型システムにおいても、タッチパネルディスプレイ対応のソフトウェア構築が必要との認識でよろしいでしょうか？	要求水準仕様書第8条1(4)の意図するところは、「主たる操作装置は感覚的な操作を容易にするタッチパネル方式とし、また主たる操作装置が使用できなくなるケースを想定した予備装置として、物理的な操作装置を備えること」です。クラウド型システムの場合は主たる操作装置がタブレット型もしくはPC端末等になるものと想定しますので、タッチパネルディスプレイ対応のソフトウェア構築をお願いします。
6	要求水準仕様書 第8条 1 (8)	既設Jアラート受信機は既設自動起動機で利用中であると見込まれ、Jアラートの仕様上、新たな自動起動機を追加することができず、1台のJアラート受信機では新旧並行運用することができないことが想定されます。また、並行運用の為には既設設備の改修が必要であることも見込まれることから、既設Jアラート受信機の仕様を指定することは、既設業者が極めて優位であるものと考えます。従って、公平性の観点から、既設Jアラート受信機又は既設自動起動機を必ずしも使用しなくても良いこととさせていただきませんか。また、既設Jアラート受信機又は既設自動起動機の流用が必須となる場合は、同既設設備の新設設備に連携に係る費用を本発注から除外し別途契約として頂けませんでしょうか。	Jアラート受信機は本事業の更新対象ではないため、仕様書等にもこれに係る記載はしておりません。本事業において要求されるのは、本事業で導入される防災行政無線がJアラートと適切に連動されることですので、そのために必要な事項(Jアラート受信機の移設、自動起動機の新設、専用回線の敷設等)があれば計上してご提案ください。また、「防災行政無線の更新に際してJアラートとの連携に必要な行程」については本事業の範疇と考えますので、これに要する費用も含めた見積をお願いします。
7	その他	「サイレン等による瞬時情報伝達のあり方に関する検討会(消防庁)」において、J-ALERT信号を同報無線システムが受信してからの自動起動速度の向上について議論されております。そのため、緊急時に通信の輻輳によって遅延が発生する可能性のあるメール連携による自動起動は、今回更新において採用は推奨しないと考えてよろしいでしょうか。	緊急時の自動起動に遅延を生じることは重大な問題となり得るため、遅延を生じない方式による自動起動を提案いただきたいと考えています。特定の方式を指定あるいは排除するものではありませんが、遅延発生の可能性が指摘されている方式を採用する場合は対策等を明示していただくことになります。
8	その他	「南鴨」子局設置個所につきまして、外部接続箱は屯所の建物内にあるかと存じます。配線等を検討したく、配線図もしくは詳細がわかる資料をご教示いただけますでしょうか。	局番1「南鴨」の子局については、外部接続箱は隣接する消防団屯所内に設置されています。図面等は完成図書として保管されているもののみとなり、屋内の配線図等はありません。既設施設に係る資料の閲覧期間は終了していますが、特に必要ということであれば、申請いただければ閲覧の機会を設けます。
9	特記仕様書 2(2)	Jアラート受信機および自動起動機が点検項目に含まれますが、既設を流用した場合に修理対応はできない可能性があります。除外していただくことは可能でしょうか。	Jアラートとの連携のために関連機器の追加設置や接続を行うものと思われますので、それらを含めた保守点検業務は施工事業者において実施をお願いします。なお、機器本体の修理が必要な際はメーカーへ発注する等の対応が想定されます。

質疑回答書

令和8年7月21日

業務名:多度津町防災行政無線更新業務委託

質疑No.	該当箇所	質疑事項	回答
10	要求水準仕様書 第8条 システムの要求水準 5. 連携連動システム	連携連動システムで記載がありませんが、教育機関(小学校等)の放送設備への連携連動にあたり接続先の業者様で連携にあたる改修費用が発生する場合は、本整備事業外であり費用に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	情報伝達システム(小学校等)については、「情報伝達システムとの連携(接続)」までを本事業の対象とし、「情報伝達システム機器自体の改修等」については対象外(別事業として切り分け)とします。
11	要求水準仕様書 第8条 システムの要求水準 5. 連携連動システム	登録制メールなどのサービス自体はクラウドサービスとなります。一部のクラウドサービスは利用する一方で、システムの操作や配信の中核機能についてはオンプレミスで運用し、クラウド環境を利用する範囲は必要最小限とする考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	実施要領 11.提案を求める具体的な内容	別紙「多度津町防災行政無線更新業務 評価項目表」の評価次項及び要求水準仕様書に基づき作成すること。様式は任意とする。A4版30頁以内。という記載がありますが、「評価項目表」の中の、「大項目5 価格」については、「整備事業費見積【様式第7号】」および「維持管理費用に関する提案書【様式第8号】」にてご提出することから、提案書(A4版30頁以内)には記載されていなくても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	(様式第8号)維持管理費用に関する提案書	資料36行目に「通信回線費(親局)」と記載ありますが、本事業で整備するシステムに発生する通信回線に関する費用は「全て」記載するということでしょうか。 親局以外でも、屋外子局等で通信回線費が発生する場合は「(様式第8号)維持管理費用に関する提案書」資料内に行を追加して記載する形でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	(別紙)屋外子局一覧表	外部接続箱が屋内用となっている箇所は同様に屋内に外部接続箱の設置が必要でしょうか。 また、局番7西白方子局は外部接続箱が「屋内用」となっていますが、現在は駐屯所がないため、外部接続箱は「屋外用」として提案するとの認識でよろしいでしょうか。	原則として、外部接続箱の設置箇所は既設のものに準じます。ただし、構造上困難なもの等については個別協議の上で決定することとします。 局番7西白方子局のように、建造物が無くなった箇所については「屋外用」としてご提案ください。

質疑回答書

令和8年7月21日

業務名:多度津町防災行政無線更新業務委託

質疑No.	該当箇所	質疑事項	回答
15	要求水準仕様書 第8条 システムの要求水準 8. 屋外拡声子局設備 (3) 電源接続箱 (7)	既設設備の自動電源耐雷装置仕様書を確認したところ、電源避雷器はMMAJ-10020MY (SPD Class II + III) が使用されておりますが、今回要求水準仕様書にはSPD (Class I + II) と記載があります。 これは誤記でしょうか。SPD (Class II + III) で対応してよろしいでしょうか。 また、もし誤記ではない場合、SPD (Class I + II) を満たすためには、設地線のケーブル断面積が14mm ² 以上必要となりますので、既設ケーブルサイズをご教示くださいますようお願い致します。	お見込みのとおり、SPD (Class II + III) が正しい仕様となります。 要求水準仕様書を修正して再度掲示しておりますので、ご確認ください。
16	要求水準仕様書 第8条 システムの要求水準 5. 連携連動システム (1) Jアラート連携機能	既設のJアラート設備一式は親局設備と同一場所にあることが望ましいと考えるため、役場へ移設してもよろしいでしょうか。	本事業において要求されるのは、本事業で導入される防災行政無線がJアラートと適切に連動されることですので、そのために必要な事項 (Jアラート受信機の移設、自動起動機の新設、専用回線の敷設等) があれば計上してご提案ください。 また、「防災行政無線の更新に際してJアラートとの連携に必要なとなる行程」については本事業の範疇と考えますので、これに要する費用も含めた見積をお願いします。
17	要求水準仕様書 第8条 システムの要求水準 5. 連携連動システム (1) Jアラート連携機能	既設図面を確認したところ、Jアラートを活用した情報伝達システム (町内教育機関向け) が構築されております。以下認識でよろしいでしょうか。 <本整備事業費に含むもの> ・情報伝達機器への連携作業費 <本整備事業費外> ・ネットワーク構築・改造費用 (多度津町殿NW)	お見込みのとおりです。
18	要求水準仕様書 第8条 システムの要求水準 5. 連携連動システム (3) (エ)	「ランニングコストの変動リスク等を考慮してオンプレミスのシステムとする。」とありますが、これはランニングコストの変動リスクが大きいクラウド型システムでの提案は認めないという認識でよろしいでしょうか。	システムの操作や配信の中核機能についてはオンプレミスで運用し、必要であれば最低限の範囲でクラウド環境を利用するものです。 クラウド型システムは一切認めないということではありませんが、ご提案いただく場合はリスクに対する十分な対策をご提示ください。
19	実施要領 14. 審査 (プレゼンテーション) の注意事項	(4) プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。 とありますが、提案者が用意するPC側への接続ケーブルはHDMI端子でしょうか。また、100V用コンセント (発表者席周辺) の借用は可能でしょうか。	接続ケーブルはHDMI端子を想定しています。 また、発表者席周辺に100V用コンセントを用意します。

質疑回答書

令和8年7月21日

業務名:多度津町防災行政無線更新業務委託

質疑No.	該当箇所	質疑事項	回答
20	(別紙)評価項目表 特記事項	1-2会社の施工実績の同種工事实績として評価される実績は、四国総合通信局管内の契約額1億円以上の防災行政無線(同報系)システム(子局整備のみは除く)のみと考えて宜しいでしょうか。(実施要領書の応募資格にある、同報機能を含まない移動系のみの防災行政無線やIP告知システムなどは評価からは除外されているとの認識です)	お見込みのとおりです。
21	(別紙)評価項目表 特記事項	1-3配置予定技術者の実績の同種工事实績とは、防災行政無線(同報系)システムと考えて宜しいでしょうか。(実施要領書の応募資格にある、同報機能を含まない移動系のみの防災行政無線やIP告知システムなどは評価からは除外されているとの認識です)	お見込みのとおりです。
22	(別紙)評価項目表 特記事項	2-1 要求水準書を満たすかどうかについての確認方法として、満たせない項目がある場合は、提案書内に満たせない項目を明確に記載するという認識でよろしいでしょうか。	提案書等、提出いただいた資料を元に判定しますので、要求水準を満たしていることが明確に判断できるような記載をお願いします。 (要求水準を満たしていると明確に判断できないものについては「満たしていないもの」として取り扱います。)